

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

原子力防災資機材の代替手段に係る修正、機構の原子力防災体制及び機構対策本部の組織体制の修正、原子力防災資機材の一部保管場所の修正、特定事象応急対策等における原子力防災要員等の要員数及び主な業務の修正、原子力緊急事態支援組織の運用に係る修正、原災法関係法令の改正に伴う修正等により、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

令和 2 年 8 月 21 日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

(1) 原子力防災資機材の代替手段に係る修正

「第 2 章 原子力災害事前対策の実施」の「第 3 節」について、「別表－5 (1) 原子力防災資機材」に定める原子力防災資機材が修理を要する場合は、必要により代替手段を講ずることを追加した。

(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部の組織体制の修正

「別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、賠償に係る対応を図るため「原子力損害賠償対応班」を追加した。

(3) 原電防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域境界の変更に係る修正

「別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」について、周辺監視区域境界（2箇所）を修正した。

なお、「別図－4」、「別図－5」、「別表－1」についても同様に修正した。

(4) 原子力防災資機材の一部保管場所の修正

「別表－5 (1) 原子力防災資機材」について、「個人用外部被ばく線量測定器」の保管場所を「緊急時対策所」で一元管理するため、保管場所から「中央警備室」を削除した。

(5) 原子力防災資機材の保管場所及び点検内容に係る修正

「別表－5 (1) 原子力防災資機材」について、「防護隊待機所」の屋根の破損に伴い、原子力防災資機材の保管場所を「防護隊待機所」から「共済センター倉庫」に変更するとともに、点検内容を修正した。また、「別表－6 機構対策本部の原子力

防災資機材」及び「別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材」についても、原子力防災資機材の点検内容を追加した。

(6) 特定事象応急対策等における原子力防災要員等の要員数及び主な業務の修正

「別表－15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与」について、原子力防災要員の派遣人数を明確にするとともに、派遣先として関係周辺市町村である日立市及びひたちなか市を追加した。また、OFCへ派遣された原子力防災要員等の主な業務に「決定事項等の伝達」及び「広報」を追加した。

なお、「別表－15(2)」「別表－15(3)」についても同様に修正した。

(7) 原子力緊急事態支援組織の運用に係る修正

「別表－16 原子力緊急事態支援組織」について、本格運用開始に伴う要員数、支援内容及び保有資機材の数量を修正した。

(8) 原災法関係法令の改正に伴うEAL表中の省令の修正

「別表－18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」について、事業所外運搬に係る事象等に関する省令の改正に伴い、法令名称を修正した。

なお、「別表－19」についても同様に修正した。

(9) 様式の修正

原災法関係法令の改正に伴い、各様式を修正した。また、「様式7－1」、「様式8－1」、「様式8－2」については、警戒事態該当事象及び特定事象の発生時刻の明確化を図るため、様式中に「原子力防災管理者が事象を判断した時刻」を追加した。

(10) 平成31年3月25日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正

（令和2年4月6日付け（被災者相談窓口の設置に係る表現について防災基本計画との整合による変更、国土交通省の組織再編による変更、原子力防災管理者の代行順位に係る職務上の地位の名称変更））

(11) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

また、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所の茨城3拠点において、別図及び別表の整合を図り、記載の適正化等を行った。

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(9)

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(6)、(8)、(9)、(10)

第4章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(6)、(10)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(6)

以上